

機械器具 51 医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器 吸引チューブ (16779000)

生食吸引チューブ

再使用禁止

【禁忌・禁止】

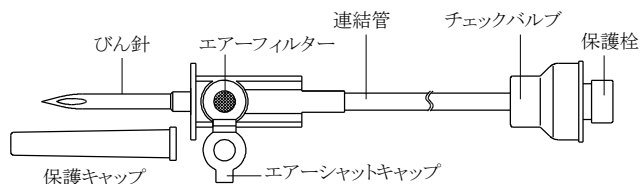
- ・ 再使用禁止

【形状・構造及び原理等】

1. 概要

本品は、薬液容器に穿刺する通気栓付きびん針、連結管及び薬液を吸引するために用いるシリンジと嵌合するチェックバルブにより構成される吸引チューブである。

2. 形状・構造



3. 材質

びん針:ABS
連結管:PVC(可塑剤:フタル酸ジ 2-エチルヘキシル)
チェックバルブ:PC

4. 原理

本品は薬液を吸引するために用いるシリンジとの接続部にチェックバルブを採用することにより、薬液の吸引後にシリンジを吸引チューブから取り外す際の液垂れがなくなる。

- ・ エタノールを含む消毒剤を使用する場合は、ひび割れについて注意すること。
- * 本品を複数回使用しないこと。[複数回使用すると、チェックバルブの逆流防止弁が劣化し、薬液が漏れる可能性があるため。]

【保管方法及び有効期間等】

＜保管方法＞

水濡れに注意し、直射日光及び高温多湿を避けて保管すること。

＜使用期限＞

箱のラベル及び滅菌包装の記載に参照(自己認証による)

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元及び製造元：

栃木精工株式会社
〒328-0012 栃木県栃木市平柳町 2-1-5
TEL：0282-27-1133

発売元：

株式会社根本杏林堂
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-20
TEL：03-3818-3541

**【使用目的又は効果】

薬液容器から薬液をシリンジにて吸引する際に用いる吸引チューブである。

【使用方法等】

1. 外観に異常がないことを確認後開封し製品を取り出す。
2. 薬液容器の排出口を上にし、びん針の保護キャップを取り外し、容器のゴム栓の○印中央に、真っ直ぐいっばいの深さまで突き刺します。
3. チェックバルブの保護栓を取り外し、めす嵌合部をシリンジのおす嵌合部にしっかり嵌合させます。
4. 薬液が吸引チューブを経てシリンジに吸引され、チェックバルブよりシリンジを取り外した後、保護栓をチェックバルブに付け戻す。

*【使用上の注意】

- ・ 本品のめす嵌合部は ISO594-1 に準拠しているが、接続相手側が同様の規格に準拠している場合でも絞め方や接続後の取扱い等により、接続が緩むまた過度な締め付けにより破損する可能性がある。